

裏面白紙

甲第一二號
起 昭和二十一年五月五日
決 昭和二十一年五月五日
行 昭和二十一年五月七日
公布

71

昭和二十一年内閣告示第二十二号（物價廳地方物價事務局及び地方物價安定委員会設置に関する件）の一部を改正する總理廳告示を左案によつて告示することと致したい。

告示案

別紙のとおり

昭和二十二年五月五日

物價廳長官 高瀬 莊太郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

上 申 書

昭和二十一年八月内閣告示第二十二号（物價廳地方物價事務局及び地方物價安定委員会設置~~ノ~~に関する件~~ノ~~）の一部改正について、別紙案により告示願いたい。

一部修正
昭和二十二年五月五日
高瀬 莊太郎



案の1の告示に照らす。此の告示は、地方物價安定委員会設置の件に關する告示の一部分を改正する。昭和二十一年八月内閣告示第二十二号（地方物價安定委員会設置の件）の一部分を改正する。昭和二十一年八月内閣告示第二十二号（地方物價安定委員会設置の件）の一部分を改正する。

上申書

内閣総務大臣 吉田 茂

昭和二十二年五月五日
内閣総務大臣 高 藤 菲太郎

總理廳告示第 号

昭和二十一年八月内閣告示第二十二号（地方物價安定委員会設置の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年五月五日

内閣總理大臣 吉田 茂

別表中地方物價事務局及び地方物價安定委員会の名称の欄中「東北」を「仙台」に、「関東信越」を「東京」に、「東海北陸」を「名古屋」に、「近畿」を「大阪」に、「中國」を「廣島」に、「四國」を「高松」に、「九州」を「福岡」に、「北海」を「札幌」に改める。

附則

この告示は、地方經濟安定局設置の日からこれを実施する。

この告示は、此の臨時治安委員会の日たよるべき実地たる。

欄 頭

新なる。

國「を」高「を」大「を」編「を」北「を」林「を」
各古「を」長「を」大「を」中「を」東「を」東「を」東
北「を」南「を」東「を」東「を」東「を」東
既夫中此の臨時治安委員会の各派の關中「東

内閣總理大臣 吉 田 英

昭和二十二年五月五日

此の臨時治安委員会の臨時の第一号の告示の五を。

昭和二十一年八月内閣告示第二十二号(臨時治安委員会の臨時の告示の五を)

臨時告示第一号

大日本帝國政府

告示

●内閣告示第二十二號

物價調整地方物價事務局及び地方物價安定委員會議に關する件を次のやうに定める。

昭和二十一年八月十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

第一條 物價調整官制第八條の規定により、仙臺市、東京郡、名古屋市、大阪市、横浜市、高松市、福岡市及び札幌市に地方物價事務局を置く、その名稱及び管轄區域は別表による。

第二條 物價安定委員官制第二條第三項の規定により、地方物價事務局の管轄區域毎に物價安定委員會議の地方物價安定委員會を置く、その所在地及び名稱は別表による。

(別表)

所在地	地方物價事務局名稱	管轄區域	地方物價安定委員會名稱
仙臺市	東北地方物價事務局	秋田縣、岩手縣、宮城縣、青森縣、山形縣、福島縣	東北地方物價安定委員會
東京郡	關東地方物價事務局	茨城縣、栃木縣、群馬縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣、新潟縣、長野縣	關東地方物價安定委員會
名古屋市	東海地方物價事務局	岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三重縣、富山縣、石川縣	東海地方物價安定委員會
大阪市	近畿地方物價事務局	滋賀縣、京都府、大阪府、奈良縣、和歌山縣、廣島縣、岡山縣	近畿地方物價安定委員會
廣島市	中國地方物價事務局	山口縣、島根縣、岡山縣、広島縣、香川縣、愛媛縣、高松市	中國地方物價安定委員會
高松市	四國地方物價事務局	高松市、香川縣、愛媛縣、高松市	四國地方物價安定委員會
福岡市	九州地方物價事務局	福岡縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島縣、熊本縣、南九州地方	九州地方物價安定委員會
札幌市	北海道地方物價事務局	北海道	北海道地方物價安定委員會

めくれず

裏面白紙